

米原市本庁舎立体駐車場等管理運営業務プロポーザル実施要項

1 目的

米原市本庁舎地上駐車場および立体駐車場（以下「立体駐車場等」という。）について、民間事業者の専門的な技術・手法・経験を活用し、効率的な利用の促進と利便性の向上を図ることを目的に、時間貸駐車場施設の管理運営ができる者（対象物件の使用許可を受ける者をいう。）を選定するため公募型プロポーザルを実施します。

2 業務概要

- (1) 業務名 米原市本庁舎立体駐車場等管理運営業務
- (2) 業務内容 米原市本庁舎立体駐車場等管理運営業務仕様書のとおり
- (3) 業務場所 滋賀県米原市米原地先
「米原市本庁舎地上駐車場および立体駐車場」
- (4) 使用形態 米原市本庁舎立体駐車場等管理運営事業者（以下「事業者」という。）は、立体駐車場等について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。
- (5) 使用期間 令和 9 年(2027年) 4 月 1 日から令和12年(2030年) 3 月31日まで
- (6) 最低使用料 月額 550,000 円(消費税および地方消費税を含む。)以上+売上月額の 10%以上とします。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとするもの）は、次に掲げる事項を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の要件に該当する者でないこと。
 - ①会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - ②民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ③破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - ④会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - ⑤銀行取引停止処分がなされている者
- (3) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の要件のいずれにも該当する者でないこと。
 - ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ②暴力団員(法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ④暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的あ

るいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者

⑤暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥前記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(4) 国税・県税・市税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

(5) 米原市建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止措置に該当しないこと。

(6) 過去3年以内の事業について、1箇所でも100台以上の時間貸し駐車場管理運営業務の実績があること。また、国または地方公共団体の来庁者駐車場管理運営業務の実績があること。

4 スケジュール

項番	手 順	期限等
1	公募開始	令和8年10月1日（木）
2	質問書の受付締切	令和8年10月16日（金）
3	質問書に対する回答	令和8年10月9日（金） ～10月23日（金）
4	参加申込書等の提出期限	令和8年10月30日（金）
5	第1次審査（相手方審査）	令和8年11月17日（火）
6	第1次審査の結果通知	令和8年11月20日（金）頃
7	第2次審査（企画提案プレゼンテーション） （第2回プロポーザル審査委員会）	令和8年12月18日（金）予定
8	第2次審査の結果通知	令和9年1月頃
9	契約手続	令和9年2月中
10	業務開始	令和9年4月1日（木）

5 参加方法等

(1) 参加受付期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月30日（金）午後4時45分まで（必着）

(2) 参加受付場所

滋賀県米原市米原 1016 番地 米原市総務部総務課契約管理室

(3) 参加に必要な書類

① 参加申込書（様式1）

② 誓約書（様式2）

③ 事業概要関係書類

I：会社概要（事業実績が分かるもの）

II：直近3期分の貸借対照表および損益計算書

④ 印鑑証明書（原本）

法人については代表者印鑑証明書

- ⑤ 法人登記簿謄本（原本）
- ⑥ 国税および県税・市税の未納の税額がないことの証明書の写し（納税証明書）および市税（法人の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋））の納税証明書の写し
- ⑦ 委任状（受任者を設定する場合は委任状を提出してください。）
- ⑧ 企画提案書（様式自由 A4 サイズ）

※最低限必要な内容は下記のとおり

- ・過去 3 年間 1 箇所 で 100 台以上の時間貸し駐車場運營業務実績（3 年間のすべての実績を記載してください。）および国または地方公共団体における事業実績
- ・緊急対策・苦情対策の考え方、駐車場利用者の 24 時間対応の考え方
- ・管理・保守点検体制、市からの問い合わせ受付体制
- ・その他独自提案（任意）

【例】市の取組み、課題解決等に寄与する提案

- ・脱炭素社会の推進に寄与するもの、2 次交通の充実に寄与するもの、利用者の利便性向上に寄与するもの など
- ・レイアウト図

※レイアウト図は、事業者において設置を希望する看板等の位置等を記載してください。（縮尺、方角を記載願います。）

- ⑨ 使用料提案書（様式 3）

最低使用料月額以上の提案価格（月額、税込で最低使用料である月額 550,000 円以上の提案価格を千円単位で記入してください。）および売上月額の一定提案割合（最低 10%以上の率）を記入してください。

※①、③、⑧、⑨は原本 1 部、複写 7 部を、その他は 1 部ずつ提出してください。

（4）参加の手続

参加受付期間内に必要な書類を参加受付場所に持参または郵送（参加受付期間内必着）してください。

（電話、ファクシミリ、電子メールによる受付は行いません。）

（5）注意事項

- ・提出された書類は、一切返却しません。提出した一切の関係書類の書き換え、引き換え、または撤回はできません。また、著作権は応募者に帰属することとしますが、事業者を選定された場合は、市がその一部または全部を無償で利用できるものとします。
- ・提出された書類に記載された個人情報、事業者の選定、審査その他手続を実施する目的以外に、応募者に無断で使用することはありません。
- ・市は、事務の遂行上必要な範囲において、提出された書類の複製を作成することができるものとします。また、選定手続の経過および選定結果の公表等のため必要と認めるときは、応募者の承認を得て、提出された書類の全部または一部を無償で使用するものとします。
- ・提出された書類は、米原市情報公開条例（平成 17 年米原市条例第 4 号）の規定に基づき公開

する場合があります。経営ノウハウに関するもの等で公開されたくない場合は、その旨明記してください。

6 質問書の提出

(1) 受付期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月16日（金）午後4時45分まで

(2) 質問書受付場所

滋賀県米原市米原 1016 番地 米原市総務部総務課契約管理室

(3) 質問書の提出方法

書面（様式4）により持参（ファクシミリおよび電子メール可）してください。（ファクシミリおよび電子メールの場合は、電話で確認連絡の上、提出してください。）

(4) 回答方法

質問の回答は、米原市公式ウェブサイトに掲載します。

質問書受付から令和8年10月23日（金）までに順次回答します。

7 審査および選定について

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された申込書および企画提案書等を書類審査して米原市建設工事等契約審査会において提案者を選定します。

実施日：令和8年11月17日（火）予定

(2) 第2次審査（プレゼンテーションおよびヒアリングによる審査）

米原市本庁舎立体駐車場管理運営業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において候補者を選定します。第1次審査により選定された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション等を実施し、8(1)から(5)に規定する審査基準に基づいて評価し、最も優れている提案を特定します。

実施日：令和8年12月1日（月）から令和8年12月18日（金）までの間に予定

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により提案者全員に通知する。

② 第2次審査

審査結果により最も総合点の高い者を選定し、審査結果を文書により通知する。

8 審査基準

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

(1) 事業実績【10点】

(2) 緊急対策・苦情対策、駐車場利用者の24時間対応【20点】

(3) 管理・保守点検体制、市からの問い合わせ受付体制【20点】

- (4) 独自提案【10 点】
- (5) 財務状況【10 点】
- (6) 提案価格について【30 点】

9 決定後の提出書類

行政財産使用許可申請書・許可場所図面

10 受注者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、受注者として決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手續に応じなかった場合
- (2) 受注者が応募者資格を満たしていないことが判明した場合
- (3) 提案書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 受注者による業務執行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が受注者として業務を行うことについてふさわしくないと認めた場合
- (6) 受注者が応募者資格を失った場合

11 その他

- (1) 応募者は、募集要項および仕様書を熟読してください。
- (2) 使用許可申請書を受け取られたのち、市が発行する納入通知書を納期限までに納付してください。
- (3) 電気を使用する際には、機器の VA（ボルトアンペア）または W（ワット）数に応じた年間電気使用料をもとにして積算した額を市に納付いただきます。

12 問い合わせ先

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地

米原市 総務部総務課契約管理室

電話：0749-53-5166(直通) F A X：0749-53-5148

Eメール：keiyaku@city.maibara.lg.jp